

府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業に係る
提案募集要項（第四回）

平成27年4月

大阪府住宅まちづくり部公共建築室

府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業に係る
提案募集要項【目次】

1. 事業の目的.....	- 1 -
2. 公募概要	- 1 -
3. 条件等.....	- 2 -
4. 提案募集スケジュール	- 6 -
6. 募集要項及び資料に関する質問の受付期間.....	- 7 -
7. 現地確認及び参考図書の交付	- 8 -
9. 企画提案書の提出.....	- 9 -
10. 審査方法等.....	- 12 -
11. 事業者の決定	- 13 -
12. 失格事由.....	- 13 -
13. 事業者選定後VE提案.....	- 14 -
14. 留意事項.....	- 15 -
15. 担当窓口.....	- 15 -
別紙1：対象施設一覧.....	- 16 -
別紙2：府の定める標準的な工法	- 17 -
別紙3：現地説明会の日程	- 19 -
別紙4：予想されるリスクと責任分担.....	- 20 -

1. 事業の目的

昨今、夏を中心に電力需給のひっ迫が懸念される状況が続いており、石油・石炭などの化石燃料や原子力発電に頼らない、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な活用が期待されています。

国においても、再生可能エネルギーとして生み出された電力の全量買取制度を導入し後押しする等、環境整備もされてきております。

そこで大阪府（以下「府」という。）では、活用可能な屋根スペースを「太陽光発電を行う目的で」民間事業者へ地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき行政財産の使用許可をすることで、再生可能エネルギーの創出を目指します。

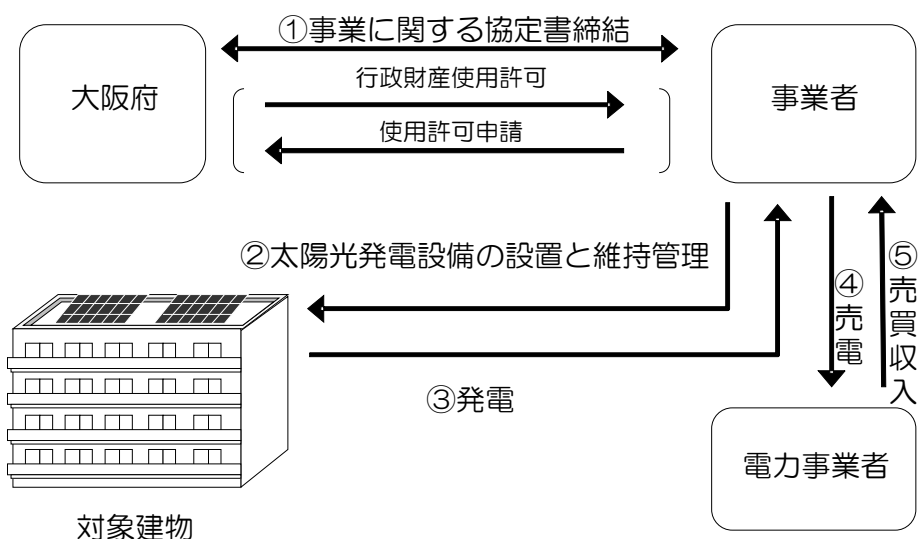
平成25・26年度に引き続き、更なる太陽光発電の普及拡大を図るため、今回、第4回公募を行います。

2. 公募概要

（1）公募する事業者の役割

府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業（以下「本事業」という。）に参加しようとする者は、府が指定する府有建築物で構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる場合に、府に企画提案書を提出する。

審査の結果、本事業の事業者として決定された者（以下「事業者」という。）は、府と事業に対する協定書を締結した上で、施設の屋根に係る行政財産使用許可を受け、使用料を納付して、本事業を行うものとする。



（2）公募する府有施設の概要

① 対象施設

対象施設は、別紙1による。

府は、対象施設すべての棟に太陽光発電設備の設置を予定するが、相応の理由により太陽光発電設備の設置ができない棟については除外することができる。

また、応募施設が他の提案者と重複した場合には、提案内容を総合的な観点から審査した上で、事業者を選定する。

② 太陽光発電設備の設置容量

設置する太陽光発電設備の設置容量は提案者の提案による。

(3) 事業期間

売電の期間は、提案者の提案により20年以内とする。

また、府が屋根や屋上の使用を許可する期間は、前記売電の期間の他、太陽光発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を含め、これを事業期間とする。

ただし、行政財産使用許可の期間は5年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。(行政財産使用許可の期間は設置及び撤去にかかる期間を含む。)

3. 条件等

(1) 屋上等使用料

① 屋上等使用料は、提案により94円/㎡・年(税抜き)以上とする。

② 年間の使用料は、次の算式により求めた金額とする。

年間の屋上等使用料=提案した金額×使用する面積(小数第3位以下は切り捨て)

※ 使用する面積の算定については、建物の屋上、屋根及びその他の建物の部分並びに土地に、本事業の目的で設置する機器・配線・支柱等の使用面積(水平投影面積)の合計とする。

- a. 使用料の支払いは、1年分を毎年府が指定する期日までに前納するものとする。
- b. 大阪府公有財産規則(昭和43年大阪府規則第30号)第27条の2に基づき乗じた額(消費税及び地方消費税相当額)及び同規則第28条(行政財産使用許可に伴い府の負担金が生じた場合、それに相当する額)を加えた金額を使用料額とし、大阪府公有財産規則に改定があった場合は、使用料額は変更するものとする。
- c. 年度途中の使用開始又は終了の場合は、使用の日から又は終了の日まで年間の使用料を日割り計算し、府が指定する期日までに前納するものとする。
- d. 使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円とする。
- e. 納付した使用料は、還付できないものとする。

(2) 太陽光発電設備及び設置方法に係る条件

① 太陽光発電設備の設置にあたっては、次に掲げる事項を順守する。

- a. 太陽光発電設備の維持管理に加え、対象建物屋上に設置済みの他の設備等のメンテナンスに支障を生じない計画とする。
- b. 原則として既設設備の改修(アンテナの移設、TV配線の切り回し等)を伴わない計画とする。
- c. 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ光害等の被害を起さないよう、十分配慮する

設計・施工とすること。また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

- d. 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ太陽光発電設備下部等に鳥獣が巣を作り糞害等の被害を起さないよう、十分配慮する構造とすること。また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

② 太陽光発電設備の設置検討及び施工については、次に掲げる事項を順守する。

- a. 対象施設の屋根に対する積載荷重及び風荷重等に関する考え方は建築基準法施行令39条によるものとし、建築図面・構造計算書等を確認、及び現地視察状況を加味し、構造上の安全を証する書類を提出するものとする。
- b. 対象施設の屋上設置の施工管理にあたっては、「一級建築士」又は建築一式工事に係る「監理技術者又は主任技術者」が確認するものとする。
- c. 太陽光発電設備設置時及び事業期間内に必要な防水施工を行うとともに、施工者からの保証を得られるものとする。万が一、太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに防水機能の回復等必要な対応をすること。
- d. 太陽光発電設備の落下や雨漏り等が生じないように十分な措置を講じること。また、太陽光発電設備の設置に伴い府又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任で対応すること。
- e. その他、施設毎の詳細条件（工事期間に関する事及びその他の留意事項）については、別紙1によるものとする。

③ 太陽光発電設備の基礎設置工法については、在来工法（必要強度を確保したRC基礎とし、仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（最新版）による。「在来工法」という。）又は、別紙2による「府の定める標準的な工法」による基礎の中から予め選択して提案し、施工するものとする。

ただし、事業候補者（11.事業者の決定を参照）となった者が、現地調査等の結果、提案時に予め選択した「府の定める標準的な工法」以外の基礎工法について、VE提案※を行うことができ、VE提案が採用された場合は、この限りでない。

※「VE提案」とは、「府の標準的な工法」の機能・性能等を低下させることなく、工事費を低減する基礎工法の変更について、事業候補者が行う提案をいう。

詳細は、13. 事業者選定後VEによる。

④ 電気設備工事については、次に掲げる事項を順守する。

- a. パワーコンディショナ等の設置場所は、施設管理者との協議による。
- b. 太陽光発電設備に係る、配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、施設管理者との協議による。
- c. 太陽光発電設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、施設管理者と事前協議を行い、その指示に従うものとする。
- d. 既設電気設備が、自家用電気工作物施設の場合、既設保安規定の変更（保安区域の変更を含む）に伴う、申請書等の作成等必要な手続きの補助を行うこと。作成等に要する経費

についても事業者の負担とする。

- e. 災害時や計画停電時などの非常時には、太陽光発電による電力を、設置した施設が無償で使用できるように、防災コンセント(単相100V、2個口)1箇所を設置する。設置場所は、一般の立ち入りが容易な場所とし、施設管理者との協議による。

(3) 太陽光発電設備の設置にかかる掲示物(屋上屋根部分に太陽光パネルが設置されていることの表示)について

本事業を行う事業者は、再生可能エネルギーの普及に資する目的のために、大阪府屋外広告物条例の規定の範囲内での掲示物を、施設管理者と協議のうえ太陽光発電設備を設置した施設に設置することができる。なお、表示内容は、再生可能エネルギーの普及として太陽光パネルを設置している旨、発電量等を表示することとし、設置事業者名を明記できる。

ただし、形状、材質、色調、記載内容、設置場所等については、施設管理者の許可のうえ決定すること。

(4) その他留意事項等

- ① 本事業を行う事業者は、次に掲げる事項を順守する。
 - a. 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、各種協議及び本事業に関係してその他関係法令に基づき必要な手続等に係る一切の費用は事業者の負担とする。また、申請者が府となる手続きについても資料作成等に協力すること。
 - b. 太陽光発電設備に係る設計、材料、施工、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法等の関係法令を順守するものとする。
 - c. 事業者は、対象建物及び周辺地域の居住者に対して、工事内容及び安全対策等についての説明を行うものとする。また、説明を行う際には、事前に府まで上記に係る内容及び日程等について通知したうえで実施すること。
 - d. 設置工事に伴い必要となる近隣への説明、近隣への騒音、振動、ほこり等の工事公害及び太陽光発電設備を設置したことに起因する周辺への影響に対する対策及び対応は、事業者の責任において行うこと。
 - e. 設置工事の実施時期や期間等によっては、生徒・利用者等の安全性を考慮し、各施設の管理者と調整の上で仮囲いその他の対策を講じること。
 - f. 日常点検、メンテナンス等、太陽光発電設備に係るすべての維持管理は事業者が行うものとする。

なお、台風シーズン前に点検を行い、点検結果を府へ提出すること。不具合が生じている場合については、事業者の負担で補修等を行うこと。

また、地震、台風等の災害発生後は、原則として、太陽光発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
 - g. 天候による発電量の変動、太陽光発電量の減衰、売電価格の下落等、発電量に関するリスクはすべて事業者が負うこと。(屋上等使用料の変更は行わない)
 - h. 売電期間終了時には、事業者の負担と責任において設置した太陽光発電設備を撤去し、屋根等を原状に回復して使用部分を返還すること。返還時には、府に回復状況の確認を受

けること。

ただし、施設管理者が設備の無償譲渡を認める場合は、この限りでない。

- i. 府の都合（経年劣化等）により屋上の防水改修工事を行う場合、当該工事に支障がある場合は、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。なお、その場合の売電料の補償は行わない。なお、工事期間は1～2か月程度を想定しており、事業者に対して事前に工事内容及び時期についての説明を行う。この説明に対して事業者は意見を述べる事ができ、府は合理的かつ可能な範囲で対応するものとする。
- j. 事業遂行にあたって必要と考える損害保険や賠償責任保険に加入すること。
- k. 本事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することは禁ずる。但し、府から事前に承諾を得た場合にはこの限りではない。また、太陽光発電設備を第三者に貸与、担保等の目的に供してはならない。

1. 予想されるリスクと責任分担は別紙4のとおりとする。

- ② 太陽光発電設備設置工事の際、作業ヤード、資材置場の用地等については、事業者自らにより確保するものとする。ただし、対象施設で施設管理者と協議の上、施設内で使用可能な場合は、行政財産目的外使用許可等の必要な手続きを行うものとする。
- ③ 事業期間中、府の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋根等の立ち入りに支障を生じないようにすること。なお、その場合の感電防止等の安全対策を講じること。
- ④ 太陽光発電設備の設置及び管理にあたっては、各施設管理者と協議するとともに、施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復すること。
- ⑤ 事業期間中の発電量実績や事業収支状況等を定期的(四半期毎以上)に府に報告すること。
- ⑥ 事業期間中、事業者の責で止むを得ず事業遂行が困難になった場合又は困難が予想される場合にあつては、府と協議の上、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、返還すること。また、返還時には府に回復状況の確認を受けること。

ただし、施設管理者が設備の無償譲渡を認める場合は、この限りでない。

- ⑦ 施設の統廃合等により、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、府は事業者が設備の移設又は撤去を求めることができるものとする。この場合の費用は、相互協議の上、合理性が認められる範囲で府が負担するものとする。
- ⑧ 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。
- ⑨ 事業者として選定された場合、本府との間で事業に関する協定書を締結するものとする。事業者が協定書に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。また、事業者が行政財産使用許可書の内容に違反したときは、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、返還すること。
- ⑩ 平成27年度内に、太陽光発電設備を設置し事業を開始又は経済産業大臣の設備認定を取得し、かつ電気事業者と接続契約の締結を行うこと（その他関係法令に基づき必要な諸手続き（自家用電気工作物保安規定等）を含む）。また、平成28年6月までに、上記設備認定関係の書類と併せて、設置を予定している設備についての契約書、若しくは発注書及び発注請け書、又は自ら製造していることを証明する書面を提出すること。この書類の提出がない場合については、大阪府が協定を解除することができる。

4. 提案募集スケジュール

提案募集は、次の日程で行う。

a. 公告日	平成27年 4月28日(火)
b. 質問受付	平成27年 4月28日(火)～ 5月13日(水)
c. 参考図書交付	平成27年 4月28日(火)～ 5月29日(金)
d. 現地説明会	平成27年 5月11日(月)～ 5月12日(火)
e. 参加表明書受付日	平成27年 5月26日(火)～ 5月29日(金)
f. 辞退届受付日	平成27年 6月 1日(月)～ 6月 2日(火)
g. 提案書受付日	平成27年 6月 3日(水)～ 6月 4日(木)
h. 提案者ヒアリング	平成27年 6月上旬(予定)
i. 事業者の決定	平成27年 6月中旬(予定)
j. 各種申請手続き(電気事業者等)	平成28年 3月末までに完了
k. 工事	平成28年 9月末までに完了

5. 応募資格

(1) 提案者の資格

- ① 提案者は、本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する単独企業又は法人格のある団体(以下「法人等」という。)又はグループ(複数の法人等の共同)とする。
- ② グループで応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等(以下「代表企業」という。)をあらかじめ定めること。原則として設置する太陽光発電設備の所有及び管理の主体を一元化すること。また、グループの構成員の全てを明らかにし、役割分担を明確にすること。
- ③ 提案者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び協定締結等に係る諸手続を行う。
- ④ なお、提案提出後において、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することも可能とする。ただし、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一性があること。さらに、特定目的会社への移行手続の際は、グループ全社の同意、及び本府の承諾のもとに、事業を引き継がなければならない。また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担う事業者と同一性があること。
- ⑤ 提案者は、資格確認書類により、本提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

(2) 応募資格の制限

次に掲げるものは、提案者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本募集要項の公表(以下「公表」という。)の日から提案書提出日までの期間に本府入札

参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者。又は同要綱別表に掲げる事項に該当する者。

- ③ 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 公表の日から提案書提出までの期間に、大阪府暴力団排除条例により制限を受けている者。
- ⑤ 暴力団員が経営する法人等又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等及びこれらに準ずる者。
- ⑥ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。
- ⑦ 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立をしている者。
- ⑨ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑪ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑫ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は本事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

6. 募集要項及び資料に関する質問の受付期間

本要項及び資料に関する質問は、次により行う。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式1-1）により提出すること。

また、電話、FAX、持参及び郵送等は不可とし、次の本府電子メールアドレス宛てに、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を添えて、送付する方法による。

kokyokenchi-ku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業に関する質問」とすること。

② あて先

大阪府住宅まちづくり部公共建築室 設備課 設備計画グループ（屋根貸し担当）

（電話：06-6941-0351 内線4643）

③ 受付期間

平成27年4月28日（火）～ 5月13日（水）（5月13日の午後4時までに必着（府が受信完了）のこと）

④ 回答

回答は文書で行い、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

回答書は、質問の受付後、順次、公共建築室設備課のホームページに示す。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に内容の確認を行うこと。

回答の内容を確認しなかったことによる、提案者が被った損失について、府は一切の責めを負わない。

7. 現地確認及び参考図書の交付

（1）現地確認への参加要領

① 申込みの方法

書式は自由とする。

また、電話、FAX、持参及び郵送等は不可とし、次の本府電子メールアドレス宛てに、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）・参加する施設名・参加人数、当日の電話連絡先を添えて、送付する方法による。

kokyokenchi-ku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業の現地確認申込み」とすること。

また、参加者数によっては、1者からの参加者数の調整を行うことがある。

施設毎の日時・場所については、別紙3による。

② あて先

大阪府住宅まちづくり部公共建築室 設備課 設備計画グループ（屋根貸し担当）

（電話：06-6941-0351 内線4643）

③ 受付期間

平成27年4月28日（火）～ 平成27年5月8日（金）正午までに必着（本府が受信完了）

（2）参考図書の交付について

建築図、構造計算書、電気図、現地写真、及び本事業において締結する協定書（案）等の参考図書の交付は、ネット上からダウンロードする方法とし、申込みの方法は次による。

① 申込みの方法

申込みは、参考図書交付申込書（様式1-2）に必要事項を記載の上、次の本府電子メールアドレス

レス宛てに、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を添えて、送付すること。

kokyokenchi-ku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、メールのタイトルは「屋根貸し事業の参考図書交付申込み」とすること。

メールの受信確認後、記載された連絡先に、府からダウンロード方法を通知する。

② あて先

大阪府住宅まちづくり部公共建築室 設備課 設備計画グループ（屋根貸し担当）
（電話：06-6941-0351 内線4643）

③ 交付期間

平成27年4月28日（火）～5月29日（金）（5月29日の午後4時までに必着（本府が受信完了）のこと）

④ その他注意事項

図面と現況が異なる場合は現況優先となるため、現地確認の際に確認すること。

8. 参加表明書及び辞退届の提出

（1）参加表明書の提出方法

企画提案書を提出する者は、事前に必ず様式1-3による参加表明書を提出すること。

- ① 受付期間 平成27年5月26日（火）～5月29日（金）
午前9時30分から12時及び午後1時から4時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）による。
（5月29日 午後4時必着）
- ③ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号(大阪府咲洲庁舎26階)
大阪府 住宅まちづくり部 公共建築室 設備課 設備計画グループ

（2）辞退届の提出方法

参加表明書を提出した者で、その後都合により参加を断念する場合は、辞退届（様式不問）を提出すること。

- ① 受付期間 平成27年6月1日（月）・6月2日（火）
午前9時30分から12時及び午後1時から4時まで
- ② 提出方法 持参又は郵送による（6月2日 午後4時必着）
- ③ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号(大阪府咲洲庁舎26階)
大阪府 住宅まちづくり部 公共建築室 設備課 設備計画グループ

9. 企画提案書の提出

（1）受付期間及び提出方法

- ① 受付期間 平成27年6月3日（水）・6月4日（木）
午前9時30分から12時及び午後1時から4時まで

- ② 提出方法 持参による（郵送不可）
- ③ 提出先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
（大阪府咲洲庁舎26階）
大阪府 住宅まちづくり部 公共建築室 設備課 設備計画グループ
- ④ 注意事項 8（1）に記載する「参加表明書の提出」の**手続きがなされていない者の企画提案書は受けない**。
平成27年6月3日（水）より前に企画提案書の提出を希望する場合は、次の本府電子メールアドレス宛てに、所属（団体名、担当者、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を添えて、事前に連絡すること。
kokyokenchi ku-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp
メールの受信確認後、記載された連絡先に、府から連絡を行う。

（2）提出書類

- ① 応募申込書（様式2-1）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。
- ② グループ構成表（様式2-2）
提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚え書き等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。
- ③ 履行保証書（様式2-3）
代表企業に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。
- ④ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。
- ⑤ 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。なお、写しでも可。
- ⑥ 納税証明書
下記(a)、(b)について各1通ずつ綴じたもの。写しでも可。
(a) 国税にあっては、最新決算年度の確定申告分の法人税の納税証明書を提出すること。
(b) 府税にあっては、「府税に係る徴収金について未納の徴収金がない」旨の納税証明書を提出すること。なお、本府内に事業所がない法人にあっては、本店所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金について未納がないことを証明する納税証明書を提出すること。いずれも受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑦ 財務諸表
(a) 最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連

結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、提案者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出する。その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

⑧ 企業概要（様式3-1～3他）

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数、有資格技術職員内訳表(様式3-1)、総括責任者・主任技術者表(様式3-2)、企業状況表(様式3-3)等

その他、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式のあるものについては、様式に従い作成することとするが、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

⑨ 企画提案書

企画提案の内容を様式4～8に従い提出する。

- ・様式4-1 : 企画提案書目次
- ・様式4-2-1 : 提案の基本方針・概要、その他アピールポイント等
- ・様式4-2-2 : 防水施工の保証期間や保証内容について
- ・様式4-2-3 : 契約予定の損害保険等について
- ・様式4-2-4 : 設計・工事等の品質管理について
- ・様式4-2-5 : 工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）について
- ・様式4-2-6 : 維持管理体制について
- ・様式4-2-7 : 施設（利用者）へのメリットについて
- ・様式4-2-8 : 府内のソーラー事業普及への貢献、地元中小企業との協力体制等について
- ・様式5 : 経営状況及び資金計画等
- ・様式6 : 設置提案施設・設備及び屋上等使用料の一覧
- ・様式7 : 太陽光発電設備の配置図
- ・様式8-1 : 太陽光パネル設置に対する積載荷重及び風荷重等の確認
- ・様式8-2 : パネル基礎設置工法

※④～⑧については、構成する者全てを添付すること。

(3) 提出部数

原本1部、写し1部、企画提案書3部(提案者が特定される事項は記載しないこと)、電子データ(CD-R)1部

提出書類はファイル綴じたものとする。

なお、データ提出におけるファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word DOC形式又はMicrosoft Excel XLS形式によるものとする。

10. 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書に基づき、府が設置する「大阪府ESCO提案審査会（太陽光パネル設置事業者選定部会）」が審査を行う。審査における検討結果を基に、府が事業者を決定する。

(2) 審査基準

企画提案書を審査する基準は概ね次のとおりとする。

① 基礎審査：安全性の確認として、次のとおり基礎審査を行う。

評価項目		評価基準
安全性への配慮	積載荷重及び風荷重等に関する考え方は適切で、安全性を考慮された提案をされているか。	様式8-1に基づき審査を行う。
	太陽光発電設備の基礎設置工法については、在来工法（必要強度を確保したRC基礎）又は別途府の定める標準工法によるか。	様式8-2に基づき審査を行う。
事業計画	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できるか。	様式5に基づき審査を行う。
	事業収支の見込み等を考慮して、適切な事業計画がなされており、当該計画が信頼できるか。	様式5（別紙1）に基づき審査を行う。

基準を満たさない場合は失格とし、基礎審査を通った提案について、次の提案審査を行う。

② 提案審査：次のとおり提案審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
①	環境 太陽光発電設備容量はいくらか。	(当該数値/最高値) × 配点	10
②	財政 事業期間中の府の収入額はいくらか。	(当該数値/最高値) × 配点	20
③	施 工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証期間及び保証内容に対する提案があること。契約を予定している損害保険等の提案があること。	15: 大いにある 12: やや大である 9: 中程度である 6: やや乏しい 3: 乏しい 0: ほとんどない	15
④	工 計画 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、発電を開始できる信頼性があること。	5: 信頼性が高い 4: 信頼性がやや高い 3: 中程度である 2: やや信頼性が低い 1: 信頼性が低い	5
⑤	工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）についての提案があるか。	10: 大いにある 8: やや大である 6: 中程度である 4: やや乏しい 2: 乏しい	10

⑥	その他	維持管理体制の提案に具体性・妥当性があるか。	5: 大いにある 4: やや大である 3: 中程度である 2: やや乏しい 1: 乏しい	5
⑦		施設（利用者）へのメリットとなる提案がされているか。	10: 大いにある 8: やや大である 6: 中程度である 4: やや乏しい 2: 乏しい 0: 提案なし	10
⑧		府内のソーラー事業普及への貢献として、地元中小企業との協体制度又は市民共同発電事業者 ^{※1} が自ら実施する等の提案があるか。	15: 大いにある 12: やや大である 9: 中程度である 6: やや乏しい 3: 乏しい 0: 提案なし	15
⑨		提案が全体としてバランスがよく優れていること。	10: 非常に良い 8: 良い 6: 中程度である 4: やや悪い 2: 悪い	10
合計				100

※1 大阪府域に拠点を有し、環境活動に取り組む多様な主体により構成される法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人）が、住民等からの寄付または共同出資によって、太陽光エネルギーにより発電をすること。

- ・法人が自らの監督のもと、太陽光発電設備の設置や出資募集等を実施する事業会社を設立することも可能。
- ・事業会社は法人が発起人として設立し、株主総会等における議決権の過半数を有していることが条件となる。
- ・その場合、事業会社の役割及び事業会社を監督する法人の役割を明記すること。

1.1. 事業者の決定

府は、「大阪府ESCO提案審査会（太陽光パネル設置事業者選定部会）」の審査結果を基に、府有施設ごとに事業候補者を決定する。結果については、それぞれの提案者に対し書面により通知する。

また、事業候補者が辞退、もしくは内定を取り消された場合には、次順位の提案者を内定とし、繰り上げ内定となった提案者に通知を行うものとする。

なお、事業者となった者は施設の使用にかかる行政財産使用許可の手続きについて、各施設の行政財産管理者に対して別途、府が定める様式による行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

1.2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- ③ 応募資格に該当しない事が判明した場合。
- ④ 審査会における基礎審査において基準を満たさないと判断された場合。
- ⑤ 「10. 審査方法等 (2) 審査基準 ②提案審査」の表における備考欄記載事項の失格要件に該当する場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑦ 本要項に違反すると認められる場合。

13. 事業者選定後VE提案

事業候補者は、現地の防水状況、構造、太陽光発電設備容量等を勘案の上、民間の技術を活用することにより品質の向上とコストの削減を図るため、事業者選定後にVE提案を行うことができる。

(1) VE提案で求める性能等

VE提案は、別表1のVE提案要求性能を満足させることを条件とする。

- ① VE提案の対象部位は、**基礎部**のみとする。
- ② ライフサイクルコストが増大しないこと。
- ③ VE提案は、提案時の屋上等使用料（(税別)円/㎡・年）を10%以上増額させること。

(2) VE提案に係る経費

VE提案に係る、経費は、事業者の負担とする。

(3) VE提案の提出

VE提案は、事業候補者選定後、速やかに次に掲げる事項をVE提案書（様式9-1～9-4）に記載し持参により提出すること。

- ① 提案した、「府の標準工法」の内容とVE提案の内容との対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項
- ③ VE提案が採用された場合の使用料算出根拠
- ④ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑤ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(4) VE提案の審査

VE提案の審査は、(1)の性能が確保されており、安全性、防水性能等に支障がないことについて、府が設置する「大阪府ESCO提案審査会（太陽光パネル設置事業者選定部会）」が審査を行う。

(5) VE提案の採否の通知

VE提案の採否については、書面により通知するものとする。なお、VE提案が採用されなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(6) VE提案が採用された場合の使用料の変更等

VE提案が採用された場合において、行政財産使用料については、VE提案により工事費が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を事業者のVE提案による利益とし、残余を府の利益とするように提案時の屋上等使用料（(税別)円/㎡・年）を割り増すものとする。

1 4. 留意事項

① 費用負担

応募に関し必要な費用は、提案者の負担とする。

② 提出書類の取扱い・著作権

提案書類に係る著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、府は提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

③ 府からの提示資料の取扱い

府が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

④ 1提案者の複数提案の禁止

1提案者は、1施設につき1つの提案しか行うことができない。

⑤ 複数の提案者の構成員となることの禁止

1提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

⑥ 構成員の変更の禁止

提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本府と協議を行い、本府がこれを認めたときはこの限りではない。

⑦ 提出書類の変更禁止

原則として提出書類の変更はできない。なお、事務局は提出書類について後日参考資料を求めることがある。

⑧ 個人情報の収集及び提供

- ・ 事業者が法人等の場合で、府（各施設の行政財産管理者）から提出の求めがあったときは、速やかに府が定める様式による誓約書及び履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書並びに役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を提出すること。
- ・ 事業者が大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、府は同条例第24条第2項の規定に基づき、決定事業者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供する。

1 5. 担当窓口

本事業の提案募集に係る事務局は、次のとおり。

大阪府住宅まちづくり部公共建築室 設備課 設備計画グループ

住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号（大阪府咲洲庁舎26階）

電話 06-6941-0351 内線4643 FAX 06-6210-9784

別紙 1 : 対象施設一覧

No	施設名 (所在地)	建物名 竣工年	構造 階数	積載荷重[kg/m ²]*			屋根形状	使用可能 屋上面積 (概数)
				床・小梁 用	大梁・ 柱用	地震用		
1	高槻水みらい センター (高槻市番田2丁目)	汚泥脱水機棟 平成2年度	SRC造 3階	180	130	60	陸屋根	1,200m ²
		汚泥濃縮棟 平成2年度	SRC造 2階	180	130	60	陸屋根	1,314m ²
								2,514m ²

- ・ 建築基準法施行令85条の積載荷重について、当該建築物の屋根については新築時に上記のとおり設計しています。
- ・ 使用可能屋上面積については、あくまでも概算値であるため、詳細は現地確認及び図面確認等の上、事業可能性も含め判断し提案してください。

留意事項

- ・ 工事期間に関して、場内関連業者等と調整を行うこと。
- ・ 屋上に設置している機器の保守・更新に支障が出ないこと。
- ・ 東海道新幹線が隣接しているため、工事に関してJR東海と事前協議等が必要となる。

別紙 2 : 府の定める標準的な工法

本事業を進める際の標準的な工法は以下のとおりである。

No	企業名	工法名称 / 型式等	適合屋根	問合せ先
1	アーキヤマデ(株)	エネブリッド(太陽光パネル固定システム) / グリッドベース M	陸屋根	アーキヤマデ(株) 大阪営業所 技術営業課 TEL:06-6385-8545
2		エネブリッド(太陽光パネル固定システム) / 連結ディスク ADC (RC造傾斜屋根対応)	傾斜屋根	
3		エネブリッド(太陽光パネル固定システム) / 連結ディスク ADC	陸屋根	
4		エネブリッド(太陽光パネル固定システム) / グリッドベース L	陸屋根	
5	元旦ビューティ 工業(株)	サンバシステムS	金属横葺き屋根	元旦ビューティ工業 (株) 大阪営業所 TEL:06-6223-1841
6		サンバシステムT	瓦棒葺き屋根	
7		サンバシステムY	金属横葺き屋根	
8		サンピカH	ハゼ締式折板屋根	
9		サンピカK	重ね式折板屋根	
10		サンピカR	立平葺き屋根	
11		サンピカT	瓦棒葺き屋根	
12	コスモシステム (株) 大阪支店	GFRP製基礎架台 BASE CUBE II / BASE CUBE II	陸屋根	コスモシステム(株) 大阪支店(FRP基礎担当) TEL:06-6397-3511
13	(株)サカタ製作所	三晃式瓦棒葺 心木無し 直付工法	三晃式瓦棒葺き屋根	(株)サカタ製作所 ソーラー営業部 TEL:06-6307-0050
14		立平葺 A (巻きハゼ、嵌合式)・立平葺 B 直付工法	立平葺 A (巻きハゼ、嵌合式)・立平葺 B	
15		重ね式屋根 88 タイプ 150 タイプ S60 タイプ ラック工法 鋼材ラック	重ね式屋根 88 タイプ 150 タイプ S60 タイプ	
16		重ね式屋根 88 タイプ 150 タイプ S60 タイプ ラック工法 自在ラック	重ね式屋根 88 タイプ 150 タイプ S60 タイプ	
17		ハゼ式屋根 ハゼ式 D (ハゼ V)ハゼ V-500 ・ ハゼ V-600 直付工法	ハゼ式屋根 ハゼ V-500 ・ハゼ V-600	
18		ハゼ式屋根 角ハゼ 丸ハゼ 直付工法高 強度タイプ	ハゼ式屋根 角ハゼ 丸ハゼ	
19		ハゼ式屋根 角ハゼ 丸ハゼ 直付工法ライ トタイプ	ハゼ式屋根 角ハゼ 丸ハゼ	
20		ハゼ式屋根 日輪折板馳2型 直付工法	ハゼ式屋根 日輪折 板馳 2 型	
21		嵌合式/ハゼ嵌合式屋根 BL500 ・ BL600 ・ スーパールーフ 66 ・ハゼ嵌合式 A 直付工法	BL500 ・ BL600 ・スーパ ールーフ 66 ・ハゼ嵌合式 A	

22	サンコーテクノ (株)	ダイレクトスラブ工法	陸屋根・傾斜屋根	サンコーテクノ(株) 大阪支店 TEL:072-960-7735
23	(株)サンレック	サンキューブ / 小型タイプ	陸屋根	(株)サンレック 大阪営業所 TEL:06-6303-6619
24	田島ルーフィング (株) 大阪支店	PV-FIX ソーラーベース(非断熱防水対応) /ソーラーベース	陸屋根	田島ルーフィング(株) 大阪支店 TEL:06-6443-0431
25		PV-FIX ソーラーベースW(断熱防水対応) /ソーラーベースW	陸屋根	
26		PV-FIX ソーラーステイ / (架台一体型)	陸屋根	
27		PV-FIX ソーラーベース (傾斜屋根設置用:非断熱仕様) / ソーラーベース	傾斜屋根	
28	早川ゴム(株)	サンタックIB・ソーラーシステム / H=185タイプ、マルチタイプ	陸屋根	早川ゴム(株) 大阪支店 建築用防水材営業チーム TEL:06-6386-6533
29	(株)ベルテック	ベルベース工法 / ベルベースA、ベルベースF、 ベルベースC2	陸屋根	(株)ベルテック 開発部 TEL:06-6651-9194

(企業名50音順)

別紙 3 : 現地説明会の日程

対象施設の現地確認は次の日程で予定しているのので、本募集要項 7 (1) に記載する方法により事前連絡の上、指定時刻までに現地に集合 (時間厳守) のこと。

1 回目と 2 回目の内容は原則として同一であるため、希望する日程で参加のこと。

集合場所については、申込みをした事業者に対し、別途連絡する。

なお、本施設については車での来場が可能である。

No	施設名	日程	開始時間	最寄駅 (沿線)
1	高槻水みらいセンター	【1回目】 5月11日 (月)	10:00	茨木市駅 (阪急京都線) 番田バス停下車
		【2回目】 5月12日 (火)	14:00	

別紙４：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本府	事業者
共通	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○
	事業の中止・延期	本府の指示によるもの（事業者に起因する事象を除く）	○	
	発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○	
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による発電開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	屋上等使用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○
	金利	市中金利の変動		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本府の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の変動		○
	施設損傷	太陽光発電設備に係る事故・火災による本府施設及び太陽光発電設備の損傷		○
		太陽光発電設備に起因する本府施設への障害		○
	本府施設に起因する事故・火災による本府施設及び太陽光発電設備の損傷	○		
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本府施設運営・業務への障害		○